

高額療養費申請手続きの簡素化のお知らせ

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。令和5年1月診療分より、申請手続きが簡素化されます。

◇簡素化とは？

これまでは、診療月ごとに、領収書を添えて申請書を提出する必要がありました。

令和5年1月診療分以後は、診療月ごとの申請書の提出や領収書の提示が不要となり、登録された口座に自動振込となります。

令和4年12月以前の診療分は申請が必要です！（簡素化の対象になりません。）

診療月ごとに、領収書を添えて、申請書を提出してください。

令和4年11月・12月診療分について、高額療養費の支給対象となる方のうち、まだ申請されていない方に対しては、令和5年2月頃に支給申請書を送付します。

◇自動振込口座の登録

●令和5年3月末までに高額療養費の申請が **あった** 世帯の方

直近で高額療養費の振込があった世帯主名義の口座が登録口座となりますので、改めて口座登録の申請は不要です。

ただし、直近で振込があった口座が、世帯主名義以外の口座である場合は、世帯主あてに口座の登録申請書を送付します。必要事項を記入の上、提出してください。

●令和5年3月末までに高額療養費の申請が **なかった** 世帯の方

初めて支給対象となったときに、世帯主あてに口座の登録申請書を送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。2回目以降の支給は、自動振込となります。

◇その他注意事項

- ① 自動振込口座について、今後は一世帯につき一つの口座登録となります。
- ② 自動振込口座の変更を希望される場合は、変更届の提出が必要です。
変更届は、市ホームページまたは保険年金課窓口にて入手できます。
- ③ 口座の名義人が死亡した場合など、指定された口座に振り込むことができない場合は、改めて申請書を送付します。
- ④ 国民健康保険税に滞納がある場合は、自動振込が停止されます。